

## 消費者物価指数 2020 年基準改定計画（案）

### 1. 趣旨

本計画は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく統計基準として定められた「指数の基準時に関する統計基準」（平成 22 年 3 月 31 日付け総務省告示第 112 号。以下「統計基準」という。）に沿って、消費者物価指数の基準時を 2015 年から 2020 年に更新する等の基準改定を行い、併せて「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）も踏まえた消費者物価の測定精度の維持向上等に取り組むための基本方針について定めるものである。

### 2. 基準改定における主な取組内容

#### (1) 指数の基準時及びウエイトの更新

##### ア 指数の基準時

「指数の基準時は、五年ごとに更新するものとし、西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年とする。」とする統計基準に沿って、指数の基準時（指数を 100 とする年次）を 2015 年から 2020 年に更新する。

なお、各指数系列について時系列比較が可能となるように、新・旧指数を接続する。ただし、変化率については、接続した指数による再計算は行わない。

##### イ ウエイト

「ウエイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウエイトにより算出するものとする。」とする統計基準に沿って、家計調査の結果等を用いて、2020 年平均 1 か月間 1 世帯当たり品目別消費支出金額を基にウエイトを作成し、ラスパイレス固定基準方式の指数を算出する<sup>1</sup>。

#### (2) 品目の改定（別添 1 参照）

指数の採用品目については、家計消費支出上の重要度等を踏まえ、30 品目を追加、29 品目を廃止、10 品目を 5 品目に統合し、新基準の品目数を 581 品目とする。また、品目の概念範囲の拡充等に伴う品目名称の変更を行うとともに、市場における商品（財・サービス）の販売時期を踏まえて調査期間の変更を行う。

#### (3) インターネット販売価格の採用拡大

近年のネット購入の増加や情報収集技術の進展を踏まえ、旅行サービス関連の品目（航空運賃、外国パック旅行費、宿泊料）についてはウェブスクレイピング<sup>2</sup>の技術を活用、

<sup>1</sup> 世帯の属性は（総世帯の指数を除き）世帯員が 2 人以上の世帯である。なお、生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物）については、品目ごとに月々の購入数量の変化が大きいため、家計調査による 2020 年の品目別消費支出金額のほか、2019 年及び 2020 年の月別購入数量を用いて、月別に品目別ウエイトを作成する（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物の類ウエイトについては毎月一定）。また、家計調査の「こづかい」、「つきあい費」等の支出は、2019 年全国家計構造調査の個人的な収支に関する結果を用いて他の品目に配分する。さらに、持家の帰属家賃のウエイトについても、同調査の持家の帰属家賃を基に作成する。

<sup>2</sup> ウェブサイトから情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術をいう。

教養娯楽用耐久財関連の品目（パソコン（デスクトップ型）、パソコン（ノート型）、カメラのほか、タブレット端末、テレビ、ビデオレコーダー、プリンタ）については、対面販売及びインターネット販売の価格を含むPOS情報<sup>3</sup>を活用することにより、より多くの商品（財・サービス）情報を効率的に収集し、指数を作成する。

#### （４）モデル式の改定

航空運賃や電気代、通信料（携帯電話）などの一部の品目は、料金体系が多様で価格も購入条件によって異なることから、これらの価格変動を的確に指数に反映させるため、品目ごとに典型的な利用事例をモデルケースとするなどにより設定した計算式（モデル式）を用いて月々の指数を算出している。

これらについては、価格を合成する際の比率の更新、採用する価格、モデルケースや数式の見直し等、以下のような対応を図り、精度の維持向上に必要な改定を行う。

- ・近年のカメラ市場の動向を踏まえ、カメラの作成方法を3タイプのカメラ（コンパクト、一眼レフ、ミラーレス一眼）による合成指数<sup>\*1</sup>から、レンズ交換型カメラ（一眼レフ、ミラーレス一眼）による指数<sup>\*2</sup>へ変更

<sup>\*1</sup> タイプごとに価格指数を作成後、3つを重みにより1つの指数に合成

<sup>\*2</sup> コンパクトは市場シェアの縮小によりカメラ価格の代表性が失われたこと、一眼レフとミラーレス一眼は品質差の縮小により指数計算上区別する必要性が低下したことを踏まえ、レンズ交換型カメラをプールした価格データから指数を作成

- ・近年の携帯電話通信料市場の動向を踏まえ、従来型携帯電話機（いわゆるガラパゴス携帯）の除外、通話時間（低・中・高）及び通信量（低・中・高）の9パターン固定から利用実態に応じてパターンを選択するモデルへ変更<sup>\*3</sup>

<sup>\*3</sup> 年々、通話時間が短くなる一方で、通信料が増加していることを踏まえ、9パターンに固定せずに利用実態に応じて毎年パターンを設定

など

#### （５）公表系列の充実等（別添2参照）

公表系列については、以下のような充実を図る。

- ・高齢化の進展や世帯の消費構成の違いを踏まえ、世帯属性別指数の「世帯主の年齢階級別指数」に65歳以上階級を別掲として追加
- ・国際間の比較に資するため、その他指数としてCOICOP2018分類<sup>4</sup>に準拠して全国の基本分類を組み替えた年次指数を公表

また、消費税率の改定による直接的な影響を除いた「消費税調整済指数」<sup>5</sup>を参考値として継続的に公表するとともに、建物の経年変化<sup>6</sup>を踏まえた家賃の品質調整に関する分析結果を参考資料として公表する。

一方、以下の公表系列については、指数の作成経緯や利活用状況等を踏まえ、公表を行わないこととする。

<sup>3</sup> 民間の販売時点情報管理システム（Point of Sales system）において収集された情報をいう。

<sup>4</sup> 国際連合の定める国際分類基準の「個別消費の目的別分類（2018年）」をいう。

<sup>5</sup> 課税扱いとなる品目について、一律に消費税率改定の直接的な影響があるとみなして機械的に調整を行った指数をいう。

<sup>6</sup> 住宅の物理的な劣化（品質調整の対象）以外に、住宅の設備などに対する価格評価の時間的な変化を含む。

- ・基本分類指数の都市階級「人口5万以上の市」及び地方「大都市圏（関東大都市圏、中京大都市圏、近畿大都市圏、北九州・福岡大都市圏）」
- ・世帯属性別指数の「世帯主60歳以上の無職世帯指数」及び「世帯主65歳以上の無職世帯指数」

#### （6）公表日程

全国及び東京都区部（中旬速報値）の公表日程については、以下のとおりとする。具体的な公表期日については、統計利用者の利便性に資するため、統計局ホームページにおいて、毎年1月末までに翌年度1年間の予定を掲載する。

- ・全国は、原則として、調査月の翌月の19日を含む週の金曜日（午前8時30分）<sup>\*4</sup>

<sup>\*4</sup> 2015年基準の2017年12月分までは「調査月の翌月の26日を含む週の金曜日（午前8時30分）」に公表していたが、2018年1月分から1週間早期化し上記日程で公表

- ・東京都区部（中旬速報値）は、原則として、調査月当月の26日を含む週の金曜日（午後2時）<sup>\*5</sup>

<sup>\*5</sup> 2015年基準の2021年7月分までは「調査月当月の26日を含む週の金曜日（午前8時30分）」、2020年基準の2021年8月分から上記日程に公表

### 3. 基準改定後の指数における経常的な見直し等

#### （1）調査銘柄の常時見直し

価格を調査する商品（財・サービス）については、同質性及び価格変動の代表性を確保する観点から、各々の品目において購入割合の高い売れ筋の商品の機能、規格、容量、仕様等の特性（銘柄）を規定している。企業戦略や世帯の消費行動は常に変化し、売れ筋も移り変わることから、これに対応して調査銘柄を常時見直し、必要な調査銘柄の変更（銘柄改正）を適時適切に行う。

#### （2）品質調整の適切な実施

価格変動の計測においては品質一定を条件とすることから、銘柄改正に伴う品質変化の影響を除去するため、オーバーラップ法、容量比による換算、単回帰式を用いた換算、オプションコスト法、インピュート法、ヘドニック法及び直接比較等のうち、各々の品目の銘柄改正において最適な手法を選択し、品質調整を適切に実施する。

#### （3）インターネット情報・POS情報の活用

ネットショッピングによる購入割合の高い品目、対面販売とインターネット販売の価格が同一である品目、インターネット上で対面販売の価格を把握できる品目などは、インターネット情報を活用し、商品（財・サービス）情報を収集する。また、価格収集あるいは銘柄改正時の品質調整及び銘柄管理にPOS情報を活用する。

#### （4）モデル式の随時見直し

モデル式により指数を作成している品目においては、新たな料金制度や価格体系が出現及び普及した場合は、それらの実態を指数によりの確に反映できるよう、随時、各々の品目において適切な時期にモデル式の見直しを行う。

#### (5) 品目の中間年における見直し

指数の採用品目については、次回の基準改定までの間に急速な普及や衰退のあった商品（財・サービス）について、これらを指数に迅速に反映させるため、次回の基準改定を待たずに品目の追加及び廃止等を行う。

#### (6) 基準改定等による指数への影響の分析・公表

基準改定やウエイト参照年の違いによる指数への影響等を検証し、統計利用者の利便に資するため、以下の分析を行い公表する。

- ・新旧基準間における総合指数の前年同月比の比較、品目改定やモデル式の改定等による寄与度<sup>7</sup>の違いの分析など
- ・ラスパイレス連鎖基準方式<sup>8</sup>（参考指数）の指数及び前年比の作成、固定基準方式指数との比較
- ・2025年をウエイトの参照年とするパーシェ型指数との比較（パーシェ・チェック<sup>9</sup>）

### 4. 基準時の更新時期及び関連情報の公表

基準時の更新時期及び関連情報の公表は以下のとおりとする。

令和2年（2020年）

- |      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 8月頃  | 消費者物価指数2020年基準改定計画（案）に係る意見募集      |
| 10月頃 | 消費者物価指数2020年基準改定計画（案）に係る意見募集の結果公示 |
| 11月頃 | 消費者物価指数2020年基準改定計画の決定・公表          |

令和3年（2021年）

- |    |   |
|----|---|
| 夏頃 | 以下内容を順次公表   |
|    | ① 2020年基準消費者物価指数に関する資料（ウエイト、モデル式の内容を含む）の公表（③より1か月程度先行して公表）        |
|    | ② 令和2年（2020年）1月分から令和3年（2021年）6月分までの2020年基準遡及結果の公表（③より1週間程度先行して公表） |
|    | ③ 令和3年（2021年）の7月分（全国）の2020年基準結果の公表                                |

<sup>7</sup> 総合指数の前年同月比などの変化率に対する各品目の影響度をいう。

<sup>8</sup> 計算方式は、基準時点と比較時点の価格比（指数）を基準時点のウエイトで合成する「基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）」を採用している。ラスパイレス算式の中にも、基準とする年の家計消費支出の割合をウエイトに用いて指数を計算していく固定基準方式、前年の家計消費支出の割合をウエイトに用いて計算した当年の指数を毎年掛け合わせしていく連鎖基準方式などがある。

<sup>9</sup> 「ラスパイレス型指数」（L）は指数の基準時を、「パーシェ型指数」（P）は指数の比較時を、それぞれ品目別ウエイトの参照年次とし、 $(P-L)/L$ を算出したもの。一般にパーシェ・チェックの絶対値が大きいほど、新旧基準時点間におけるウエイト（消費構造）の変化の度合いが大きいと考えられる。

- ※1 令和3年（2021年）の7月分（全国）から12月分までの2015年基準指数は、2015年基準指数の基準時のウエイトにより計算した指数を引き続き公表する。
- ※2 ラスパイレス連鎖基準方式による2020年基準指数は令和4年（2022年）2月分から公表<sup>10</sup>する。また、ラスパイレス連鎖基準方式による2015年基準指数は令和3年（2021年）6月分まで公表する。

---

<sup>10</sup> 同時に、2021年1月分から2022年1月分の2020年基準週及結果及び2020年以前の接続指数も公表する。

## 消費者物価指数の 2020 年基準改定における品目の改定について（案）

- 消費者物価指数の 2020 年基準改定では、物価変動の測定精度向上を図る観点から、家計消費支出上の重要度等を踏まえ、以下の選定基準に沿って、指数の作成に用いる品目の追加及び廃止等を行う。

## ＜追加品目の選定基準＞

以下の①～③の基準を全て満たす品目を追加品目とする。

- ① 新たな財・サービスの出現や普及、嗜好の変化などによる消費構造の変化に伴い、家計消費支出上重要度が高くなった品目
- ② 中分類指数の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
- ③ 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目

## ＜廃止品目の選定基準＞

以下の①～③の基準のいずれかに該当する場合であって、かつ、中分類の代表性を損なうと判断されない場合に廃止品目とする。

- ① 消費構造の変化などに伴い、家計消費支出上重要度が低くなった品目
  - ② その品目がなくても、中分類指数の精度が確保できる品目
  - ③ 円滑な価格収集が困難となった又は価格変化を的確に把握できなくなった品目
- なお、上記の②については、品目の統合を行う場合がある。

- 2020 年基準における追加及び廃止等については以下のとおり。（別表 1 参照）  
追加：30 品目、廃止：29 品目、統合：10→5 品目
- この結果、2020 年基準指数に用いる品目数は 581 品目（前回基準 585 品目）となる。
- 指数の作成に用いる品目とそれらのウエイトや調査銘柄をより適切に対応させる等の観点から、一部の品目において品目の概念範囲の拡充等に伴う名称変更を行うとともに、調査期間の変更を行う。（別表 2 参照）

## 2020年基準改定における追加・廃止・統合品目

○追加品目（30品目）・廃止品目（29品目）

10大費目	追加品目	廃止品目
食料	シリアル 豚肉（輸入品）(*2) 味付け肉 カット野菜 アボカド ナッツ 無菌包装米飯 ハンバーグ 冷凍ぎょうざ サラダチキン おでん ノンアルコールビール 宅配水	もち米 *ゆで沖縄そば(*1) 塩辛 豚肉B(*2) *ポーク缶詰(*1) にがうり *とうが(*1) グレープフルーツ 果物缶詰 *沖縄そば（外食）(*1)
住居	屋根修理費	
家具・家事用品	ソファ クッション 敷きパッド 収納ケース 漂白剤	整理だんす 室内時計 毛布 台所用密閉容器 防虫剤
被服及び履物	子供用ズボン（春夏物） 子供用ズボン（秋冬物）	男児用ズボン 女児用スカート
保健医療	軽度失禁用品	出産入院料
交通・通信	ドライブレコーダー	固定電話機
教育		幼稚園保育料（公立） 幼稚園保育料（私立）

(\*1) 沖縄県のみで調査する品目である。

(\*2) これまで調査していた「豚肉B」（もも（黒豚除く））を廃止し、新たに「豚肉（輸入品）」を追加する。

10 大費目	追加品目	廃止品目
教養娯楽	タブレット端末(*3) 講習料（体育教室） 写真撮影代	携帯型オーディオプレーヤー ビデオカメラ 電子辞書 記録型ディスク 辞書 講習料（料理） 写真プリント代
諸雑費	クレンジング 美容液 葬儀料 学童保育料	化粧石けん

(\*3) 近年のタブレット製品の市場動向(大画面化が進む一方、ノートパソコンに比べて技術革新が少なく、製品のライフサイクルが長期化)を踏まえ、パソコン(ノート型)からタブレット端末を分離・独立する。

○統合品目（10品目→5品目）

10 大費目	現行	変更後
食料	牛乳（配達）	牛乳
	牛乳（店頭売り）	
	りんごA(*4)	りんご
	りんごB(*4)	
被服及び履物	ワイシャツ（長袖）	ワイシャツ
	ワイシャツ（半袖）	
交通・通信	小型乗用車A(*5)	小型乗用車
	小型乗用車B(*5)	
教養娯楽	家庭用ゲーム機（据置型）	家庭用ゲーム機
	家庭用ゲーム機（携帯型）	

(\*4) 「A」はつがる、「B」はふじである。

(\*5) 「A」は国産品、「B」は輸入品である。

## 2020年基準改定における名称変更・調査期間変更品目

## ○品目概念の拡充等に伴う名称変更（14品目）

10大費目	現行	変更後
食料	干しうどん	そうめん
	豚肉A(*1)	豚肉(国産品)(*1)
	牛乳(店頭売り)	牛乳
	りんごB(*2)	りんご(*2)
	冷凍調理ピラフ	冷凍米飯
	調理ピザパイ	調理ピザ
	ピザパイ(配達)	ピザ(配達)
住居	給湯機	給湯器
被服及び履物	ワイシャツ(長袖)	ワイシャツ
	子供用シャツ	子供用下着
	洗濯代A(*3)	クリーニング代A(*3)
	洗濯代B(*3)	クリーニング代B(*3)
交通・通信	小型乗用車A(*4)	小型乗用車
教養娯楽	家庭用ゲーム機(据置型)	家庭用ゲーム機

(\*1) これまで調査していた「豚肉A」(バラ(黒豚除く))を「豚肉(国産品)」(バラ(黒豚除く))とする。

(\*2) これまで調査していた「りんごB」(ふじ)を「りんご」(ふじ又はつがる)に変更する。

(\*3) 「A」はワイシャツ(水洗い)、「B」は背広服上下(ドライクリーニング)である。

(\*4) 「A」は国産品である。

## ○調査期間の変更（4品目）

10大費目	2015年基準 品目名	2020年基準 品目名	現行	変更後
食料	りんごB	りんご	1～7月、11～12月	通年
家事・家具用品	温風ヒーター		1～3月、10～12月	1～2月、10～12月
被服及び履物	マフラー		1～2月、10～12月	1～2月、11～12月
諸雑費	通学用かばん		1～2月、12月	1～2月、5～12月

## 2020年基準消費者物価指数の公表系列一覧

- 1 基本分類指数 [全国、東京都区部、都市階級、地方、都道府県庁所在市（東京都区部を除く。）、政令指定都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市）]  
 総合、10大費目（月別、四半期、年・年度）  
 中分類（月別、年・年度）  
 小分類、品目別[全国、東京都区部]（月別、年・年度）  
 別掲項目（月別、四半期、年・年度）

※四半期平均は全国及び東京都区部のみ作成

※参考値として、小数第3位までの指数及び消費税調整済指数を公表

※都市階級は4区分（大都市、中都市、小都市A、小都市B・町村）とし、人口5万以上の市を廃止

大都市：政令指定都市及び東京都区部

中都市：大都市を除く人口15万以上の市

小都市A：人口5万以上15万未満の市

小都市B・町村：人口5万未満の市・町村

※地方は10区分（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）とし、大都市圏（関東、中京、近畿、北九州・福岡）を廃止

- 2 財・サービス分類指数 [全国、東京都区部]  
 財・サービス分類、別掲項目（月別、四半期、年・年度）

- 3 世帯属性別指数 [全国]

総世帯指数……………中分類（月別、年）

勤労者世帯年間収入五分位階級別指数……………中分類（月別、年）

世帯主の年齢階級別指数……………10大費目（年）

世帯主の住居の所有関係別指数……………10大費目（年）

※世帯主の年齢階級別指数に新たに65歳以上の階級を追加

年齢階級区分は7区分（29歳以下、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上、65歳以上（別掲））

※世帯主60歳以上及び65歳以上の無職世帯指数を廃止

- 4 品目特性別指数 [全国]

基礎的・選択的支出項目別指数（月別、年）

品目の年間購入頻度階級別指数（月別、年）

- 5 季節調整済指数 [全国、東京都区部]

基本分類：総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合

財・サービス分類：財、サービス

※指数作成の範囲（期間）を過去5年分延長し、2020年基準においては2010年1月以降とする。

※サービスの分類を追加。持家の帰属家賃を除く総合、持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合、食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合、半耐久消費財、生鮮食品を除く財の分類を廃止

6 参考指数 [全国]

ラスパイレス連鎖基準方式による指数 (月別、年)

※生鮮食品以外は品目別指数を作成。生鮮食品は品目の上位類まで指数を作成 (品目別指数を廃止)

7 その他

ラスパイレス連鎖基準方式による季節調整済指数 [全国]

……………総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合  
2015年基準換算指数 [全国、東京都区部] ……………中分類 (月別、年・年度)  
戦前基準指数 [東京都区部] ……………5大費目 (年)  
COICOP 分類指数 [全国] …… (年)

※全国の品目を COICOP2018 分類 (目的別個人消費分類) に組替えた指数を追加

2020年基準消費者物価指数の地域区分の見直し（案）

2015年基準	2020年基準	見直し内容
<b>都市階級（5区分）</b> <u>人口5万以上の市</u> , 大都市, 中都市, 小都市A, 小都市 B・町村	<b>都市階級（4区分）</b> 大都市, 中都市, 小都市A, 小都市B・町村	<u>「人口5万以上の市」を廃止</u> ・1962年に家計調査と小売物価統計調査が全国に拡大されたことに伴い、それまで（1960年基準以前）作成していた「全都市」と接続（※1）するために残されたもの。 ・家計調査において、2018年1月分から廃止。
<b>地方（14区分）</b> ・地方（10区分） 北海道, 東北, 関東, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九 州, 沖縄 ・ <u>大都市圏（4区分）</u> 関東大都市圏, 中京大都 市圏, 近畿大都市圏, 北九 州・福岡大都市圏	<b>地方（10区分）</b> ・地方（10区分） 北海道, 東北, 関東, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九 州, 沖縄	<u>大都市圏の廃止</u> ・国勢調査の区分による地域（※2）。小売物価統計調査の調査市町村のうち、当該県に含まれる地域のみので価格及びウエイトを用いて指数を作成（別紙）。このため、市町村交替などにより、同一圏内に含まれる地域が異なり、時系列比較ができない。 ・家計調査において、2018年1月分から廃止。

※1 指数の作成系列は、当初、全都市平均（現在の人口5万以上都市に相当）及び東京都区部の2系列を作成。1951年（昭和26年）基準において、全都市及び東京都区部のほかに27市の都市別指数を作成。1965年（昭和40年）基準において作成系列を拡大（全国平均、7都市階級、13地方、46都道府県庁所在市及び北九州市）。従来の全都市は、新しく作成した人口5万人以上の都市（都市階級の大都市から小都市Aまでをまとめたもの）と接続。

※2 大都市圏は、2010年（平成22年）国勢調査結果に基づく。

大都市圏は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成している（参照 平成22年国勢調査ユーザーズガイド「地域区分に関する用語」）。

## 2015年基準消費者物価指数における大都市圏の対象市町村（関東大都市圏）

都道府県	消費者物価指数 (小売物価統計調査)	平成22年国勢調査
茨城県	水戸市, 日立市, つくば みらい市	土浦市, 古河市, 龍ヶ崎市, 常総市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, <u>つくばみらい市</u> , 美浦村, 阿見町, 河内町, 五霞町, 境町, 利根町
栃木県	宇都宮市, 足利市, 上三 川町	栃木市, 小山市, 下野市, 野木町
群馬県	前橋市, 安中市, 草津町	館林市, 板倉町, 明和町
埼玉県	さいたま市, 熊谷市, 川 口市, 所沢市, 本庄市, 朝霞市	<u>さいたま市</u> , 川越市, <u>熊谷市</u> , <u>川口市</u> , 行田市, <u>所沢市</u> , 飯能市, 加須市, <u>本庄市</u> , 東松山市, 春日部市, 狭山市, 羽生市, 鴻巣市, 深谷市, 上尾市, 草加市, 越谷市, 蕨市, 戸田市, 入間市, 鳩ヶ谷市, <u>朝霞市</u> , 志木市, 和光市, 新座市, 桶川市, 久喜市, 北本市, 八潮市, 富士見市, 三郷市, 蓮田市, 坂戸市, 幸手市, 鶴ヶ島市, 日高市, 吉川市, ふじみ野市, 伊奈町, 三芳町, 毛呂山町, 越生町, 滑川町, 嵐山町, 小川町, 川島町, 吉見町, 鳩山町, ときがわ町, 横瀬町, 長瀬町, 東秩父村, 美里町, 上里町, 寄居町, 宮代町, 白岡町, 杉戸町, 松伏町
千葉県	千葉市, 木更津市, 茂原 市, 佐倉市, 浦安市	<u>千葉市</u> , 市川市, 船橋市, <u>木更津市</u> , 松戸市, 野田市, <u>茂原市</u> , 成田市, <u>佐倉市</u> , 東金市, 旭市, 習志野市, 柏市, 勝浦市, 市原市, 流山市, 八千代市, 我孫子市, 鎌ヶ谷市, 君津市, 富津市, <u>浦安市</u> , 四街道市, 袖ヶ浦市, 八街市, 印西市, 白井市, 富里市, 匝瑳市, 香取市, 山武市, いすみ市, 酒々井町, 栄町, 神崎町, 多古町, 大網白里町, 九十九里町, 芝山町, 横芝光町, 一宮町, 睦沢町, 長生村, 白子町, 長柄町, 長南町, 大多喜町, 御宿町, 鋸南町
東京都	東京都区部, 八王子市, 立川市, 府中市, 小金井 市	<u>特別区部</u> , <u>八王子市</u> , <u>立川市</u> , 武蔵野市, 三鷹市, 青梅市, <u>府中市</u> , 昭島市, 調布市, 町田市, <u>小金井市</u> , 小平市, 日野市, 東村山市, 国分寺市, 国立市, 幅生市, 狛江市, 東大和市, 清瀬市, 東久留米市, 武蔵村山市, 多摩市, 稲城市, 羽村市, あきる野市, 西東京市, 瑞穂町, 日の出町, 檜原村, 奥多摩町
神奈川県	横浜市, 川崎市, 横須賀 市, 相模原市, 伊勢原 市, 海老名市, 湯河原町	<u>横浜市</u> , <u>川崎市</u> , <u>相模原市</u> , <u>横須賀市</u> , 平塚市, 鎌倉市, 藤沢市, 小田原市, 茅ヶ崎市, 逗子市, 三浦市, 秦野市, 厚木市, 大和市, <u>伊勢原市</u> , <u>海老名市</u> , 座間市, 南足柄市, 綾瀬市, 葉山町, 寒川町, 大磯町, 二宮町, 中井町, 大井町, 松田町, 山北町, 開成町, 真鶴町, <u>湯河原町</u> , 愛川町, 清川村

## 2020年基準改定における年齢階級別指数の見直しについて（案）

### 1 見直しの背景

消費者物価指数においては、家計調査における消費支出（二人以上世帯）の分類に基づき、基本分類指数や財・サービス分類指数のほか、世帯主の収入や世帯主の年齢などによる世帯の消費構造の違いを踏まえ、こうした世帯属性別指数も公表している。

世帯主の年齢の違いによる指数として、現在、以下の3つの指数を作成しているが、世帯主60歳以上の世帯支出構成を分析することにより、公表系列の見直しを行う。

- ・ 世帯主60歳以上の無職世帯指数（中分類，2010年基準改定で追加）
- ・ 世帯主65歳以上の無職世帯指数（中分類，2015年基準改定で追加）
- ・ 世帯主の年齢階級別指数（10大費目，年齢階級区分は、29歳以下、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳及び70歳以上の10歳階級別6区分）

### 2 分析結果

家計調査結果データ（2018年平均値）から、世帯主の年齢階級別の消費支出の構成比をみると、二人以上世帯の60～69歳と65歳以上の階級間で、「食料」及び「交通・通信」に係る構成比の差が比較的大きく（2～3%ポイント程度）、60歳～69歳と65歳以上で区別して指数を作成することは有益と考えられる。（図1）

一方、60歳以上の各年齢階級において二人以上の世帯と無職世帯別に支出構成を比較すると、その差はあまり見られないことから、現時点において、無職世帯の指数は、無職に限定しない指数でも概ね代用できると考えられる。（図2）

図1. 世帯主の年齢階級別家計消費支出構成比  
（二人以上の世帯・2018年）

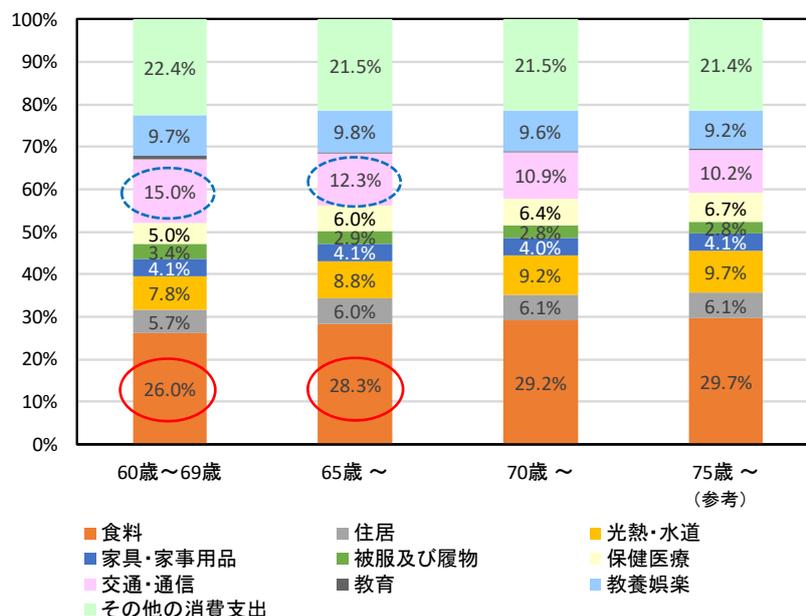
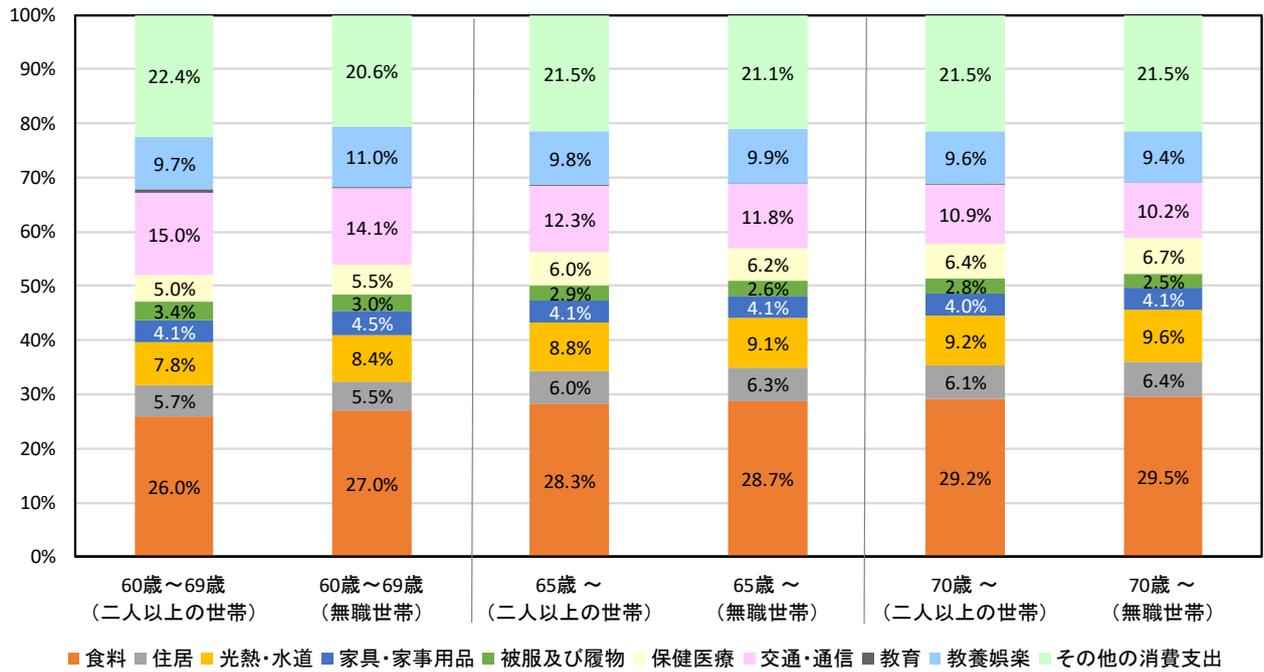


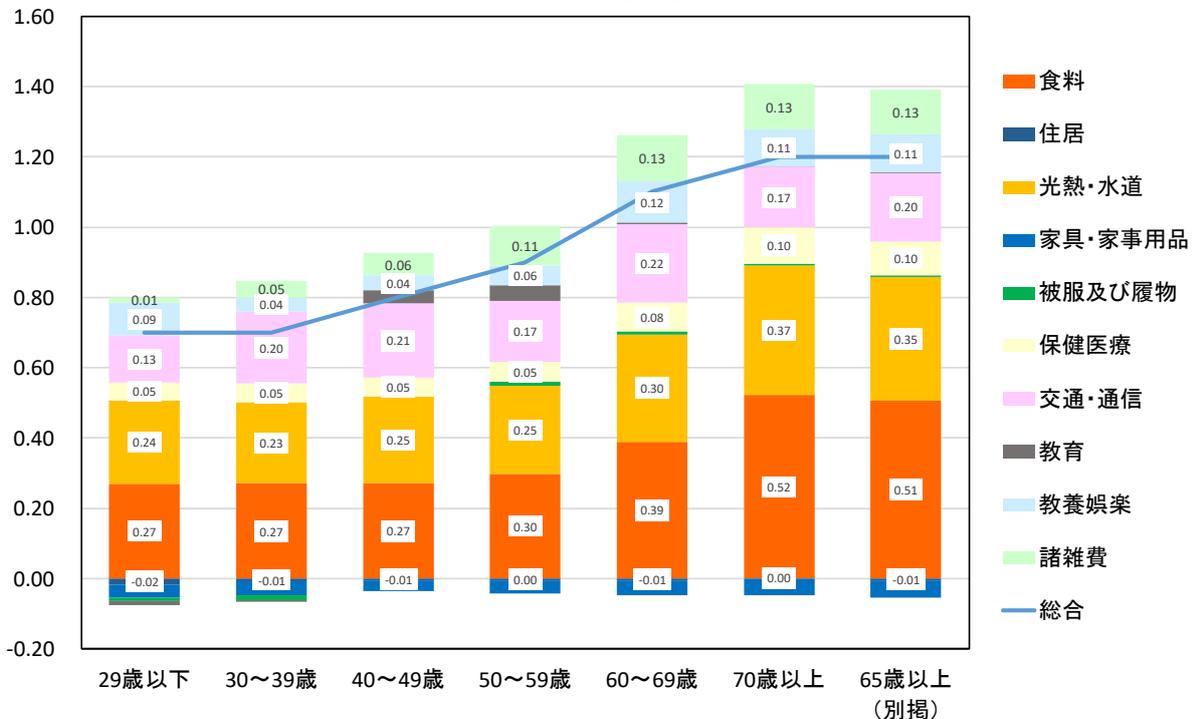
図2. 二人以上の世帯と無職世帯における年齢階級別家計消費支出構成比(2018年)



### 3 2020年基準における取扱い

以上のことから、世帯主の年齢階級別指数について、①他の階級との消費支出の構成割合の違いを踏まえ、65歳以上の指数を新たに別掲として追加するとともに、②世帯主60歳以上及び65歳以上の無職世帯指数の公表を行わないこととしたい。(図3)

図3. 世帯主の年齢階級別指数 寄与度分解(2018年平均前年比)



注) ウェイトに2018年家計調査データ、65歳以上の指数に無職世帯の指数を代用して試算

## 指数の基準時に関する統計基準

(平成 22 年 3 月 31 日 総務省告示第 112 号)

### 1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年とする。

### 2 ウェイトを固定する指数

(1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。

(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1 の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに 1 の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

### 3 基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

### 4 その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。

府 統 委 第 17 号

平成22年2月22日

総 務 大 臣

原 口 一 博 殿

統計委員会委員長

樋 口 美 雄

諮問第24号の答申

「指数の基準時に関する統計基準」の設定について

本委員会は、「指数の基準時に関する統計基準」の設定について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

#### 1. 設定の適否

「指数の基準時に関する統計基準」については、諮問案により、統計法第28条第1項に基づき統計基準として設定することは差し支えない。

#### 2. 理由

##### (1) 統計基準としての設定

指数の基準時の更新周期、時点及びウェイトの対象年については、これらが指数ごとに異なると各指数間の相互利用や比較等に支障が生じる恐れがあることから、各指数間で当該更新周期等をそろえるための統一的な基準を設けることが重要である。

このため、昭和56年の統計審議会の答申（「諮問第185号指数の基準時及びウェイト時の更新について」（昭和56年3月20日））において指数の基準時に関する統一的な基準が示され、以後、公的統計である各指数の基準時の更新に広く適用されてきた。

また、指数の基準時に関する統一的な基準をあらかじめ明示しておくことは、個々の指数の作成における恣意性を排除し、客観性を確保する効果も期待される。

こうした観点から、指数の基準時に関する統一的な基準については、公的統計の統一性、総合性を確保するために有効な技術的基準であり、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項の統計基準の要件に該当するものと考えられる。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）においても、新たに統計基準として設定することとされているところである。

したがって、指数の基準時に関する統一的な基準を、統計法第2条第9項に規定する統計基準として設定することは適当である。

## (2) 諮問案の内容

### ア 指数の基準時の原則

指数の基準時については、五年ごとに更新し、西暦年数の末尾が0又は5である年とすることとしている。これについては、次の理由から適当である。

(ア) 指数は、主として企業の生産活動、国民の消費行動等に係る中期的な動向等の分析に利用されるものであり、基準時が長期間更新されず、その時点が著しく古い時期になると利便性が損なわれることから、基準時を定期的に更新する必要があること。

(イ) 基準時の時点については、指数の効果的な利活用のためには、観察時の指数の動向のみならず、基準時における産業構造等に関する情報を把握しておく必要があり、当該情報を提供するデータの多くは、その対象年が西暦年数の末尾が0又は5である年であること。

(ウ) 基準時の更新周期及び時点については、昭和56年の統計審議会答申においても本諮問案とほぼ同じ基準が設けられ、以後、これに基づいて各指数の基準時の更新が円滑に行われてきたこと。

### イ ウェイトを固定する指数

#### (ア) ウェイトの算出

ウェイトを固定する指数については、基準時である年のウェイトにより算出することとしている。これについては、次の理由から適当である。

a 指数とは、基準時である年から観察時点までの財・サービスに係る価格（数量）変化を表示するものであり、その際、財・サービスが多数の場合には、基準時である年のウェイトを用いて個々の品目等の変化を平均化する処理を行っている。このため、指数算出に基準時である年以外の年のウェイトを用いると、指数が当該変化を適切に示すものにならなくなること。

b 上記 a のことから、實際上、公的統計である指数（ウェイトを固定するものに限る。）は基準時である年のウェイトにより算出されている状況であること。

#### (イ) 基準時である年のウェイトを設定できないケースへの対応

やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できない時は、ウェイトが設定できるまで基準時の更新を保留することを容認することとしている。これについては、ウェイト設定に必要なデータ源である統計調査の実施延期等によりウェイト設定ができないケースが生じる可能性があることから、やむを得ない。

また、基準時の更新の保留により基準時が原則の年次以外の年となる時は、その後の指数の基準時をできるだけ速やかに原則どおりの年次となるよう適切な措置を実施することとしている。これについては、基準時の原則の実効性を確保するために必要なものであることから、適当である。

### ウ 基準時を更新した場合の利便確保措置

基準時を更新した場合は、新指数と旧指数のリンクなど利用者の利便を確保するための措置を実施することとしている。これについては、新指数と旧指数のリンクによる接続指数の公表等の措置は、指数の時系列比較など指数利用者が利用可能な情報の増加等に寄与するものであることから、適当である。